

執筆者負担金に関する規程

改定 2020 年度規程第 3 号 (2021 年 1 月 31 日)

- 1 本会機関誌に投稿し、採用された場合には、投稿者は相応の執筆者負担金を納入しなければならない。
- 2 執筆者負担金の額は、33,000 円を超えぬよう、機関誌発刊毎に編集委員会に於いて決定する。出版費用を執筆者数で割った金額が 33,000 円に満たない場合には、その額を執筆者負担金とする。
- 3 執筆者負担金を前項の金額に抑えるため、編集委員会は年度会計より相当額を「出版補助費」として出版費用に繰り込むことを決定できる。この場合、事前に会計担当役員と相談しなくてはならない。
- 4 投稿部門が研究ノート又は書評の場合、編集委員長の判断により執筆者負担金を減額することができる。この場合、事前に会計担当役員と相談しなくてはならない。
- 5 [投稿規程](#)第 7 項の規程により許可された研究ノート又は書評と類似して分量も相応な原稿については、前項の規程を準用する。
- 6 [投稿規程](#)第 4 項の規程による依頼原稿及び特別寄稿に関する執筆者負担金は、編集委員長の裁量により決定する。なお、原稿の性質上、負担金を求めないとすることができる。
- 7 この規程の改正は、編集委員会の議決による。その後、直近の総会に於いて承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行し、『日本英語英文学』第 31 号より適用する。
- 2 従前の「執筆者分担金に関する内規」(2010 年 4 月 15 日制定)は廃止する。 ■